

## さいたま市監査委員告示第65号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年1月6日付けさいたま市監査委員告示第3号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年7月20日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	渋	谷	佳	孝

# 指摘事項等措置報告書

経済局商工観光部経済政策課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>公益財団法人 さいたま市産業創造財団</p> <p>1 財務諸表に対する注記、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において、退職慰労積立資産と基本財産利息積立資産の前期末残高が、貸借対照表と一致していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 財務諸表に対する注記、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」において、さいたま市からの補助金が精算前の金額で記載されていたため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>公益財団法人 さいたま市産業創造財団</p> <p>1 公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）に対して、監査結果に基づき、財務諸表に対する注記、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」について、前期末残高の記載を適正に行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、財団では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和3年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p> <p>2 財団に対して、監査結果に基づき、財務諸表に対する注記、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」について、市からの補助金額の記載を適正に行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、財団では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和3年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p>